

中間検査に係るよくある質問 <令和8年10月1日以降>

番号	Q	A
1 告示の内容について		
①	告示第2項(2)の「兼用住宅」とは何か。	一の建築物において、住宅の用に供する部分とその他の用途の部分があり、建築物内部でそれぞれの用途の部分に行き来できるものをいう。
②	平屋の併用住宅で住宅の部分が200㎡を超える建築物は、中間検査の対象か。 (「一の建築物における新築等に係る部分が、次に掲げる用途及び規模のものとす。」とあり、(2)の用途・規模により対象と読める。)	建築物の全体が <u>中間検査の対象である</u> 。 理由： 併用住宅の住宅部分は住宅用途の建築物とみなし、(2)に該当するため
③	2階建以上の併用住宅で、住宅部分が1階のみにあり、住宅部分が200㎡以下であり、令16条1項に係る定期報告建築物ではないものは中間検査の対象か。	<u>中間検査の対象ではない</u> 。 理由： 併用住宅の住宅部分として階数が2以上又は床面積の合計が200㎡を超えていないため。 なお、住宅部分が2以上の階にある場合でも、住宅部分の階数が1であれば同様に中間検査の対象とはならない。
④	1階建ての兼用住宅で床面積の合計210㎡(住宅の用に供する部分160㎡、事務所の用途に供する部分50㎡)の建築物は中間検査の対象か。	告示第2項(2)の記載によると住宅の用に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えないため、 <u>中間検査の対象ではない</u> 。
⑤	主要な構造が木造の場合、軸組工法又は桝組壁工法以外の工法は、中間検査の対象か。	<u>中間検査の対象ではない</u> 。 理由： 木造の場合、軸組工法及び桝組壁工法のみ特定工程を規定しているため。
⑥	主要な構造が補強コンクリートブロック造の場合、中間検査の対象か	<u>中間検査の対象ではない</u> 。 理由： 補強コンクリートブロック造について、特定工程の指定がないため。
⑦	定期報告対象建築物の中で、令第16条1項本文に規定の告示に該当するものは、中間検査の対象か。	<u>中間検査の対象である</u> 。

		なお、附属の別棟建築物についても、用途及び規模が規定を満たす場合は中間検査の対象となる。
⑧	計画通知は中間検査の対象か。	告示第2項(1)に規定する定期報告の対象となる用途・規模に該当する建築物は中間検査の対象である。
⑨	エキスパンションジョイントで接続された2階建て住宅と平屋の附属車庫の新築は中間検査の対象か。	<u>中間検査の対象である。</u> 理由： 一の建築物として新築に係る部分の階数が2以上のため。 なお、別棟の附属車庫については、用途が規定に該当しないため中間検査の対象ではない。
⑩	基礎の配筋検査は、特定工程の対象か。	<u>中間検査の対象ではない。</u> 理由：現状、完了検査済証が交付できない不備等があるような問題が生じておらず、これまでの特定工程の指定により、一定の品質確保がなされていることが確かめられたため。
⑪	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物は中間検査の対象か。	用途と規模が規定にあるものは<u>中間検査の対象である。</u>
⑫	住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する建設住宅性能評価書を受ける建築物は中間検査の対象か。	用途と規模が規定にあるものは<u>中間検査の対象である。</u>
⑬	神奈川県内で中間検査の指定（告示等による規定）を統一化しているところがあるか。	県内の以下の特定行政庁については、中間検査の指定を同じものとしている。 神奈川県、茅ヶ崎市、横須賀市 ※令和8年7月10日現在
2 手続きについて		
①	手数料算定の際における床面積に、屋外階段等の床面積に算入されない部分の面積は考慮するのか。	床面積に算入されない部分の面積は含めない。
②	中間検査の問い合わせ先は、どこにすればよいのか。	各特定行政庁が問合せ先となる。